

職場内で、掲示・回覧などお願ひいたします。

令和5年 10月号

月刊 協会けんぽよやき

I. できることからはじめよう! 上手な医療のかかり方

一人ひとりが上手な医療のかかり方を心がけることで、医療費を節約したり、医療の現場を守ることができます。「上手な医療のかかり方」のコツを紹介しますので、できることからはじめてみましょう!



時間外受診を控える



医療機関を受診する時間によっては、初診料や再診料の他に「時間外加算」がかかります。本来、休日や夜間は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。

急病でやむを得ない場合を除き、平日の診療時間内に受診するよう心がけましょう

いきなり大病院に行かない



大学病院などの大病院に軽症患者が集中すると、本来担うべき重症患者への対応や救急医療などに支障が生じます。また、紹介状なしで大病院を受診すると、診察料に加えて7,000円以上の特別料金(全額自己負担)がかかります。

まずは「かかりつけ医」に受診しましょう。



▼詳しくはこちら



はしご受診をしない



同じ病気や症状の治療のために複数の医療機関にかかるのを「はしご受診」といいます。はしご受診をすると、受診のたびに医療費がかさむだけではなく、同じような検査や投薬がされて体に負担がかかります。

治療の不安や疑問を伝えることができる「かかりつけ医」を持ちましょう。

活用しよう!



子ども医療電話相談

#8000



夜間の子どもの急な症状で、病院への受診が必要か等判断に迷う場合は、電話で「#8000」をプッシュすることにより、小児科医・看護師からアドバイスを受けられます。



▼詳しくはこちら



II. 健診結果で「要治療」「要精密検査」と判断された方へ

1 知らない間に重症化!?

生活習慣病は自覚症状なく進行することが多い病気です。そのため、不調を感じたときには既に重症化している可能性があります。

体が苦しくてもう動けない...
あのとき受診していたら...



協会けんぽでは**血圧・血糖・脂質**の項目で要治療・要精密検査と判断されたにもかかわらず**未受診**の方へ、医療機関への受診を促す**受診勧奨通知**を送付しています。

2 会社や家族にも影響大!

生活習慣病の症状が悪化すると、今までと同じ生活を送ることは難しくなります。重症化するとご本人さまはもちろん**会社や家族**など周りの人々にも影響が出ます。

一人欠けると仕事が大変!
あのとき受診を勧めていたら...



事業所さまへのお願い

大切な従業員さまが健康で働き続けられるように、対象の従業員さまに**受診のお声かけ**と**業務上の配慮**をお願いいたします。

受診勧奨通知が届いたら1か月以内に受診しましょう!

■お問い合わせ先：協会けんぽ宮城支部 保健グループ TEL 022-714-6854

III. こんなケガで医療機関を受診する場合は、「第三者の行為による傷病届」の提出が必要です！

車と車の事故（自転車含む）

車同士の事故では双方に過失割合が発生します。被害者の過失が大きい場合でも、届出が必要です。



暴力行為によりケガをしたとき

被害者の過失の大小にかかわらず届出が必要です。



自損事故車に同乗していたとき

同乗していてケガをした場合は、被害者として届出が必要です。（運転手が家族等であっても同様）



他人の飼い犬に噛まれたとき

飼い主に賠償責任があるため届出が必要です。



どうして届出が必要なの？

上記の場合、原則、**加害者が過失責任に応じて医療費や休業補償を負担します**が、保険証を使用するとその分を協会けんぽが立て替えて支払うことになります。
加害者に対して、後日、立て替えた分を請求するにあたり、加害者の加入する損害保険等の情報が必要となるため、届出をお願いしております。

▼詳しくはこちら



■お問い合わせ先：協会けんぽ宮城支部 レセプトグループ TEL 022-714-6853

全国健康保険協会 宮城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/miyagi/>

協会けんぽ 宮城

検索

〒980-8561
仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F

TEL 022-714-6850
FAX 022-714-6857

宮城支部メルマガ
会員募集中！



登録は[こちら](#)▲